

新座市水道事業就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

新座市水道事業管理者

新座市長 並木 傑



新座市企業規則第2号

新座市水道事業就業規則の一部を改正する規則

新座市水道事業就業規則（昭和42年新座市企業規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（病気休暇） 第18条 [略] 2 管理者は、職員が次の各号により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 (1) <u>公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合</u> その療養に必要な期間 (2)~(4) [略]</p> | <p>（病気休暇） 第18条 [略] 2 管理者は、職員が次の各号により療養を要する場合に、それぞれの場合について定める期間の範囲内においてその療養に必要な期間、病気休暇を与えることができる。 (1) 公務上の負傷<u>又は疾病の場合</u> その療養に必要な期間 (2)~(4) [略]</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。